



給 与 規 定

「無期契約社員・派遣スタッフ用」

株式会社 ゾネシステムズ

給与規定改定履歴

制定改訂・年月日	制定改訂・理由
2003年4月1日	制定施行
2006年11月20日	一部改訂
2014年11月5日	第1条派遣労働者の名称変更
2017年9月1日	無期契約社員への名称変更

第1章 総則

(目的)

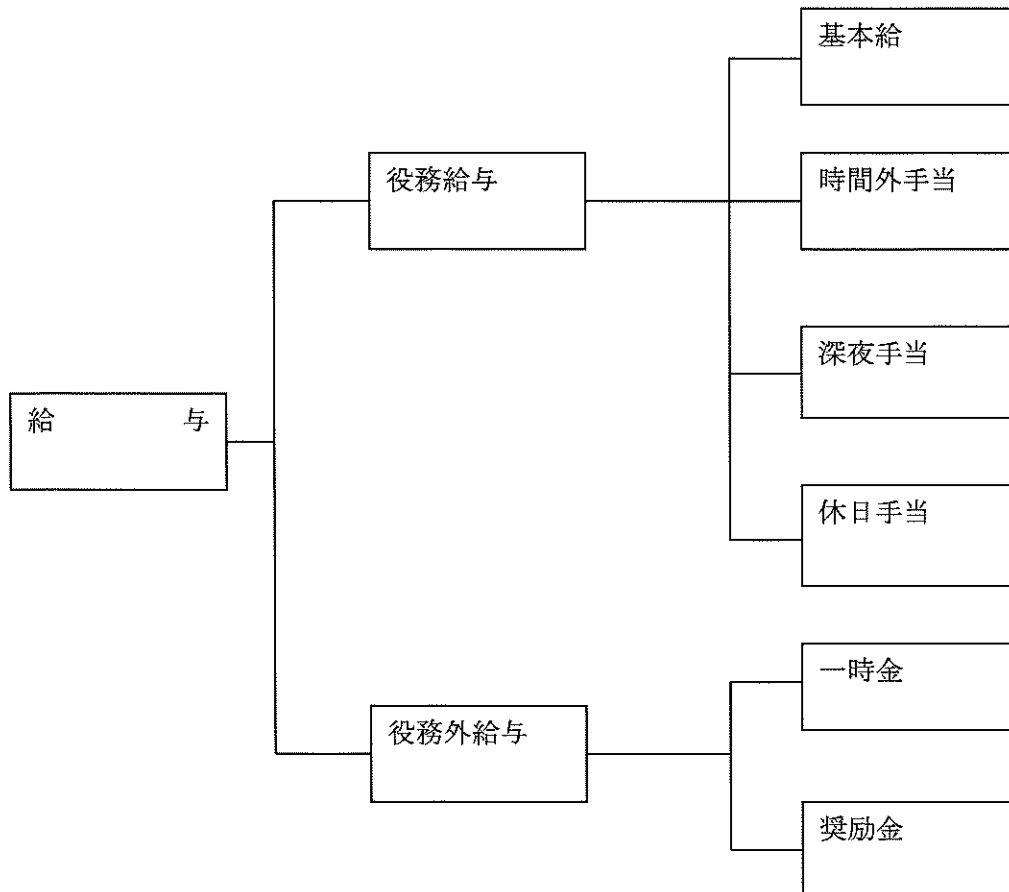
第1条 この規定は株式会社ゾネシステムズ(以下「会社」という)の派遣労働者(以下「無期契約社員及び派遣スタッフ」という)の給与に関する事項を定めたものである。

(法令との関係)

第2条 この規定に定めのない事項に関しては労働基準法・最低賃金法など関係法令によるものとし、必要なものはその都度定める。

(給与の構成)

第3条 スタッフの給与は以下のように構成される。



(給与の締切日及び支払日)

第4条 給与は個別の雇用契約(就業条件明示書)に基づき算出する。但し、勤務表は当月末日に

締め切って翌月の28日に支払う。

2. 前項に関わらず、支払い日が休日にあたる場合は、取引銀行の営業日に繰り上げて支払う。
3. 第1項の規定に関わらず、次の各号の一に該当するときは無期契約社員及び派遣スタッフ（無期契約社員及び派遣スタッフが死亡したときはその家族）の請求により、賃金支払い日の前であっても既往の労働に対する賃金を労働基準法の定めるところにより支払う。
 - 〔1〕 無期契約社員及び派遣スタッフの死亡・退職・解雇のとき
 - 〔2〕 無期契約社員及び派遣スタッフ又はその収入によって生計を維持している者が結婚し、または出産し、もしくは疾病にかかり、災害を受けまたは無期契約社員及び派遣スタッフの収入により生計を維持しているものが死亡したため費用を必要とするとき
 - 〔3〕 無期契約社員及び派遣スタッフ又はその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって1週間以上にわたって帰郷するとき

（給与の計算方法）

- 第5条 無期契約社員及び派遣スタッフは会社が指示する所定の方法により就業時間を記録し、会社はそれを元に労働基準法及び関係法令に基づき計算するものとする。
2. 欠勤・遅刻・早退などにより、所定労働時間の全部または一部を休業した場合においては、その休業した時間に対する給与は支給しない。ただし、この規定または就業規則及び個別の雇用契約書（就業条件明示書）において別段の定めをした場合はこの限りではない。
 3. 一給与締め切り期間における給与の総額に1円未満の端数が生じた場合においては、これを切り捨てるものとする。

（給与の支払方法）

- 第6条 無期契約社員及び派遣スタッフの給与は原則として、無期契約社員及び派遣スタッフが指定する金融機関の本人名義の口座に振込みにて支払うものとする。
2. 前項の定めに関わらず次に掲げるものは支払いのときに控除するものとする。
 - 〔1〕 給与所得税
 - 〔2〕 健康保険料本人負担分
 - 〔3〕 介護保険料本人負担分（負担該当者のみ）
 - 〔4〕 厚生年金保険料本人負担分
 - 〔5〕 雇用保険料本人負担分
 - 〔6〕 その他会社が特別に定めるもの。

第2章 給与

（給与決定の原則）

- 第7条 無期契約社員及び派遣スタッフの給与は、社会的水準、会社の業績、本人の能力・実績

を考慮した上で、より本人の能力開発が進むことと会社の業績向上を考え決定するものとする。

(基本給)

第8条 無期契約社員及び派遣スタッフの給与は原則時間給とする。但し派遣先事業所の指定により月額給与等になることがある。

(昇給)

第9条 昇給は基本給について行うものとする。

2. 昇給は無期契約社員及び派遣スタッフの技能・勤務成績などが良好であり、且つ会社が認めた場合について行うことがある。

(時間外労働割増賃金・深夜労働割増賃金・休日労働割増賃金)

第10条 所定労働時間を越えて又は休日に労働した場合には時間外労働割増賃金又は休日労働割増賃金を、深夜22時から翌朝5時までの間において勤務した場合には深夜労働割増賃金をそれぞれ以下の表の計算により支給する。

2. 前項の定めに関わらず、就業時間が法定労働時間を超えない場合は、時間外労働割増賃金を支払わない場合がある。

時間外労働割増賃金	時間給×1.25×時間外労働時間数
休日（法定休日）労働割増賃金	時間給×1.35×休日労働時間数
深夜労働割増賃金	時間給×0.25×深夜労働時間数

3. 所定労働時間を越えて、又は休日に労働した時間が深夜に及んだ場合には、それぞれ時間外労働割増賃金または休日労働割増賃金と深夜労働割増賃金を合計した割増賃金を支給する。
4. 第2項の定めた割増率以上の割増賃金を支払う場合は個別の雇用契約書（就業条件明示書）により明示する。

(一時金・奨励金)

第11条 無期契約社員及び派遣スタッフには一時金・奨励金を支払う場合がある。

以上